

大雪地区広域連合基金条例

平成16年3月29日

条例第3号

改正 平成23年6月20日 条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）が設置する基金の管理に関しては、この条例に定めるところによる。

(設置)

第2条 広域連合が設置する基金の名称及び目的は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、各基金は、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故等をいう。第9条において同じ。）が発生した場合において、第9条に定める相殺をすることにより、これを広域連合の債務の償還に充てることができる。

(基金の造成)

第3条 連合長は、基金の造成の必要があると認めるときは、財産を前条の別表の区分に従い基金に編入することができる。この場合、現金にあっては予算の定めるところにより、これを行うものとする。

(運用益金の処理)

第4条 各基金については、運用から生じる収益を、予算の定めるところによりそれぞれの基金に編入するものとする。

(剰余金の積立て)

第5条 広域連合各会計の各年度において生じた剰余金の全部又は一部を基金として積み立てることができる。

2 国民健康保険特別会計財政調整基金は、毎年度の決算において生じた剰余金を当該年度及びその前2か年度の保険給付に要した費用の1年当たり平均額の100分の30に相当する額まで積み立てるものとし、その額は予算で定めるものとする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、次に掲げる方法により確実に管理しなければならない。

(1) 銀行その他の金融機関への預金

(2) 国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ

(3) 広域連合各会計への運用

(繰替運用)

第7条 連合長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 別表に掲げる基金は、それぞれ必要に応じて予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(基金に属する現金の保全)

第9条 連合長は、第6条第1号の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生した時は、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する広域連合の債務との相殺をすることができる。

2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺した金額の現金を遅滞なく当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、連合長が定める。

別表（第2条・第8条関係）

基金の名称	基金の設置目的	基金の処分
国民健康保険特別会計財政調整基金	国民健康保険特別会計の保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び介護保険法の規定による介護納付金の納付に要する費用を含む。ただし、国民健康保険法第8条の2に規定する退職被保険者に係る保険給付に要する費用を除く。以下同じ。）に不足を生じたときの財源を積み立て、健全な運営に資することを目的とする。	(1) 被保険者等の保健事業を拡充するため財源に不足を生じたとき。 (2) 保険給付に要する費用が急増したことにより財源に不足を生じたとき。 (3) 被保険者世帯の所得が著しく減少したことにより財源に不足を生じたとき。 (4) その他被保険者の負担が増加する等の理由により連合長が特に必要と認めたとき。
介護保険事業準備基金	介護保険事業の健全な運営に資することを目的とする。	介護保険事業の運営に要する財源に不足を生じたとき

	又は財政上必要があるとき。
--	---------------

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。